

令和 6 年度

学校危機管理マニュアル

枚方市立藤阪小学校

危機管理マニュアル

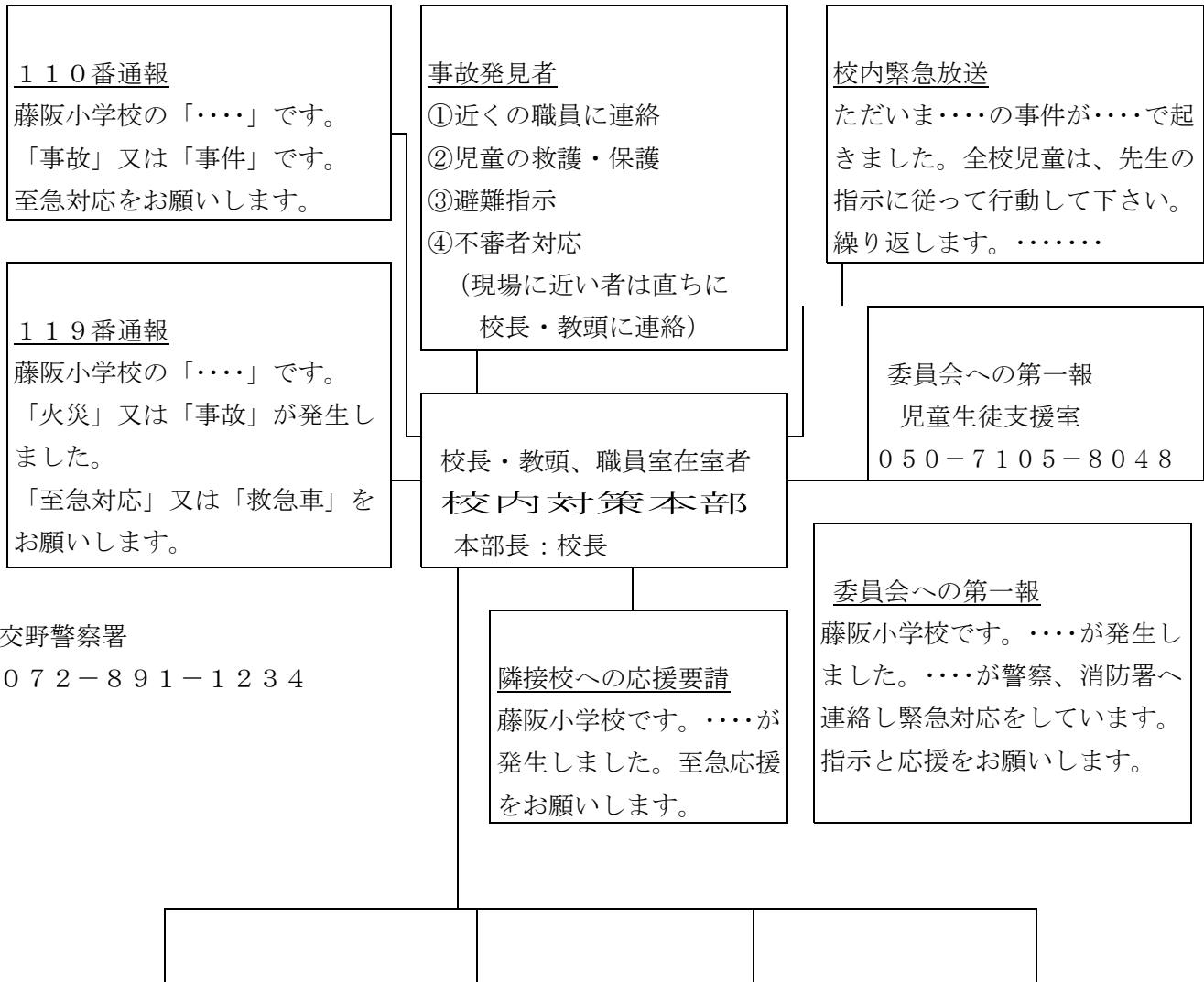
1. 緊急対応マニュアル（重点対策）

判断指示者の順：校長→教頭→教務主任→副主査→主任→現場の職員

(1) 初動対応

事故発見者は、下記の①～④を行う。連絡を受けたら、直ちに、職員室に1名職員を残して、校長・教頭を含め職員室在室者が現場に直行する。

(2) 事故発覚後の対応



交野警察署

072-891-1234

連絡班	対応班	救護班	避難誘導班
・全保護者への連絡・連携 ・関連保護者への対応 ・各種連絡調整	・現場へ直行 ・不審者対応 ・警察・消防署との連絡	・応急処置 ・救急車同乗 ・医療機関との連絡 ・被害者の保護者への説明	・避難誘導 ・安全確保 ・保護者への引き渡し ・被害児童への家庭訪問
教頭、事務	校長、教頭、浅井 職員室在室者	佐藤、山口、立野、	各担任、北川、水野 古市、徳長、末石

(3) 管理体制の充実

①校内体制等の定期的な点検

- ・担任・担当が児童の学習の場から離れる必要が生じた場合には、隣接の教職員に声をかけ、

児童の状況把握を行う教職員相互の協力体制をとる。

- ・毎月1回の安全点検を、防犯の立場からも実施する。

②来校者の確認

- ・来校者は、インターфонで氏名・用件を確認し、職員室で受け付ける。

- ・来校者に対しては、教職員が進んで挨拶し、必要に応じて案内する等の応対をする。

③校内巡回と学校施設の安全確認

- ・職員室から教室への行き帰りも、校内巡回の一つと位置づけて取り組む。

- ・教職員の動線からはずれる場所については、共通理解を図り、校内巡回を行う。

- ・児童登校後、正門を閉める。校舎の出入口を一ヵ所とする。

- ・鍵の管理体制を徹底する。

④近隣校や地域・関係機関との連携

- ・不審者や事件・事故の情報については、他校種近隣の学校、幼稚園等と、日頃から情報交換が行える体制を整えておく。

- ・地域や警察等関係機関との連絡体制を日頃から整えておく。

⑤児童への理解

- ・自らの安全を守る力を育てることができる参加体験型学習等を計画的、継続的に行う。

(4) 危機対応について

①児童の安全を確保し、誘導する。

- ・大声を出す、防犯ホイッスル、防犯ブザー等を使用し、周囲に危険を知らせる。

- ・非常ベルなど身近にあるものを活用して危険を知らせる。

- ・危険のない方向へ児童を誘導する。

- ・児童の集合場所を避難時の時と同じ運動場とするが、状況に応じて変更する。

- ・集合場所から移動せず、児童の安全確保をする教職員を定める。

- ・救護班を編成する。

②校長や教頭へ緊急情報を伝える。

- ・校長、教頭は指示系統の要であり、常に情報が集中するようにする。

- ・校長・教頭は、警察、教育委員会、PTAや諸団体の窓口になる。

- ・校長・教頭は、報道機関の対応窓口となり、必要に応じて情報提供を行う。

③校長からの指示・情報を教職員に伝える。

- ・放送設備の利用、人による伝達などその内容に応じて全教職員に一斉又は学年主任等を中心とした連絡網による指示・情報が確実に伝わるようにする。

④警察や教育委員会へ緊急情報を伝える。

- ・緊急連絡先一覧表を目のつきやすい場所に掲示する。

⑤PTAや地域諸団体の協力を要請する。

- ・家庭・地域の協力を得て、児童とともに上下校する。

- ・不審者・犯罪・事故などの情報伝達が行える協力体制を確立する。

2. 不審者情報があつた場合の対応

1. 不審者情報発信について

(1) 不審者情報については、次の関係機関等と常に連絡を取り合い、情報を共有する。
本校周辺に不審者があつた場合、次の各機関に連絡する。

小学校	内線	電話	小学校	内線	電話番号
津田	5141	050-7102-9052	氷室	5161	050-7102-9060
津田南	5361	050-7102-9132	西長尾	5471	050-7102-9176
菅原	5151	050-7102-9056	田口山	5311	050-7102-9112
菅原東	5391	050-7102-9144	長尾	5441	050-7102-9164

中学校	内線	電話
杉	19-5631	050-7102-9240
長尾西	19-5701	050-7102-9270

留守家庭児童会	072-856-4100 072-856-4106
---------	------------------------------

明善幼稚園	072-851-2551	明善保育所	072-851-0022
-------	--------------	-------	--------------

(2) 不審者情報等があつた場合は、集団下校等を実施することがある。

(3) 不審者情報が電話等でもたらされ、対応したときは、内容と情報提供者の名前及び連絡先を確認し、直ちに校長、教頭、学校安全部に連絡する。

また、校外で不審者情報等を入手した場合は、同様に連絡する。

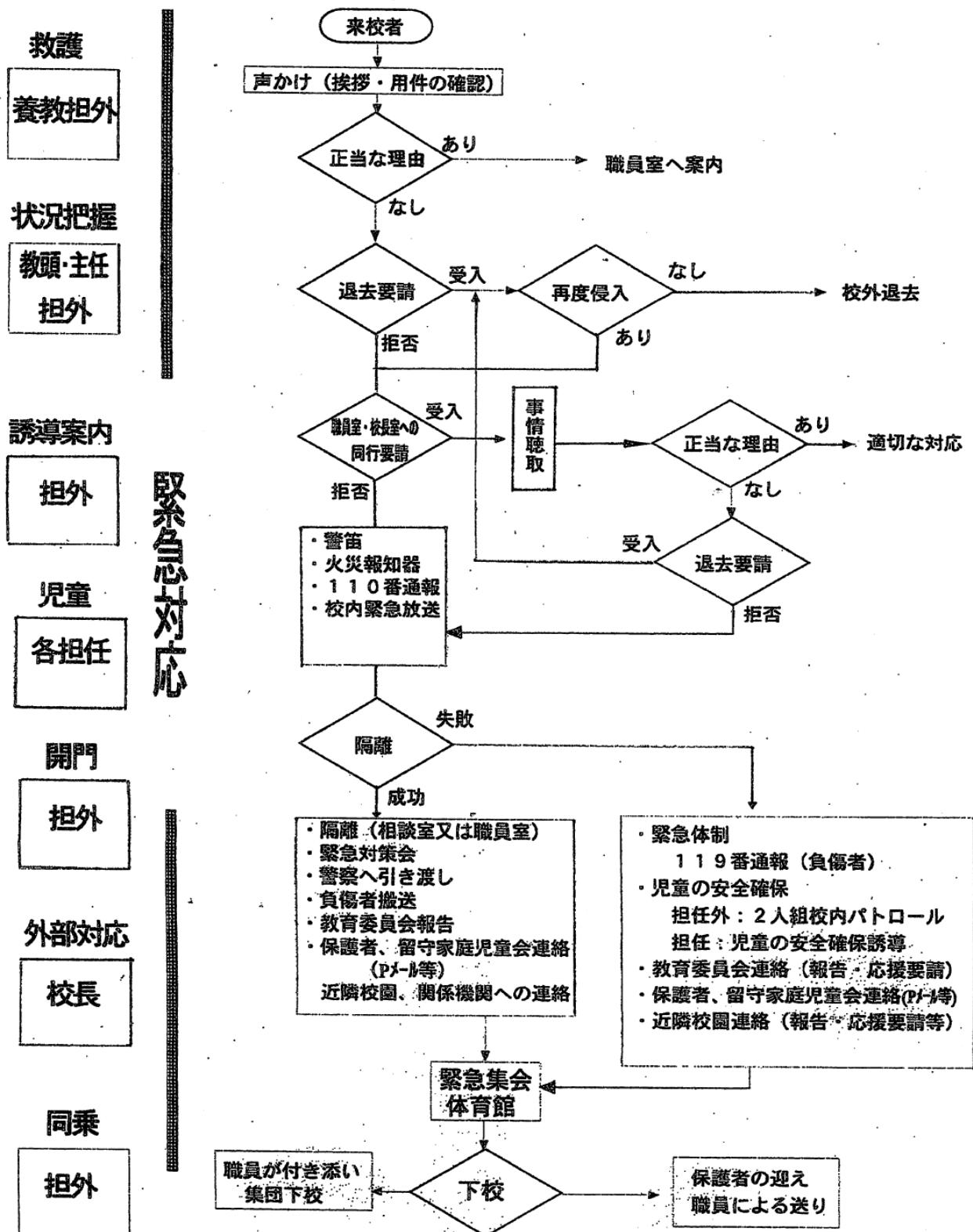
(4) 不審者情報等については、メール配信や文書等により速やかに保護者に提供し、注意喚起する。

(5) その他、子どもの安全確保と不審者出没を未然に防ぐための抑止力等も含め、定期的に校外巡回を全教職員で実施する。また、PTA や地域と連携・協力し、夏季・冬季休業中に校区パトロールを実施する。

学校内に侵入した不審者への対応

※教職員は、常時名札を着用し、警笛を携行する。

※判断指示者の順番：校長・教頭・教務主任・副主査・学年主任・現場職員



「担外」には在職員室職員を含む

3. 児童が行方不明になつた場合

(1) 学校内での搜索

- ①すぐに校長、教頭に連絡する。 ※①校長教頭不在の場合は、緊急対応マニュアルの「判断指示の順」に準ずる。(氏名、学年、組、地区、服装その他特徴等)
- ②動ける職員、担任、児童(在籍クラス)で校内搜索。
- ③校内放送により職員室に集合、その後、校長の指示で搜索活動。 ※①参照
*校内放送「校内巡視お願いします。」

《搜索場所》

1. 校長	校長室放送室相談室
2. 教頭・事務	学校周辺
3. 浅井	家庭科室 図工室 音楽室 理科室
4. 佐藤	保健室 図書室 職員室
5. 山口	調理場周辺 中庭
6. 立野	体育館プール周辺
7. 校務員	正門周辺 運動場
8. 1年	第1学年前廊下 トイレ 校区集会室
9. 2年	第2学年前廊下 コンピュータ室
10. 3年	第3学年前廊下 トイレ
11. 4年	第4学年前廊下 西階段
12. 5年	第5学年前廊下 トイレ
13. 6年	第6学年前廊下 少人数教室 東階段
14. 支援担	残った児童の担当

*児童が発見され次第、「校内巡視ありがとうございました。」と放送する。

(2) 学校外での搜索

- ・各学年1名を児童の安全確保に残し、他の職員で下記分担より搜索活動。
(残留職員は留守学級も担当する)

〈搜索場所〉

1年	学校周辺(南町、天神、元町一丁目)
2年	平和苑、フルーレ周辺
3年	藤阪ハイツ周辺
4年	長尾谷町周辺
5年	王仁公園、中村病院周辺
6年	山田池公園周辺

*搜索職員は出来る範囲で携帯電話を携行する。

*見つかからなくても15分毎に学校に連絡。

*原則として、1時間位で帰校。

*警察への連絡は校長か教頭の指示で職員室在室職員が行う。※1参照

(3) 下校後や休日の場合

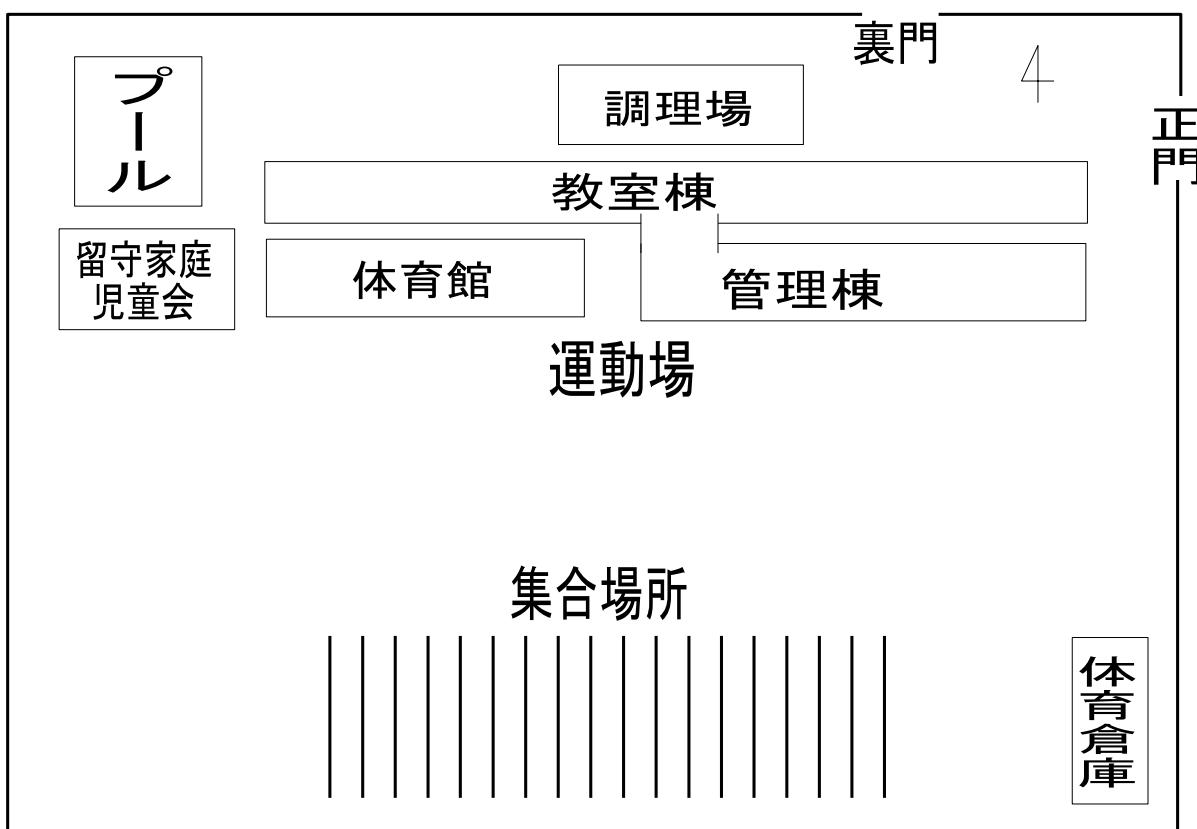
職員連絡網により召集。発見、保護するまで搜索。

4. 消防計画 (防火、地震、風水害、光化学スモッグ等)

消防計画の目的

この計画は消防法第8条第1項に基づき、枚方市立藤阪小学校における防火管理業務について必要な事項を定めて火災・地震その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の極限防止をはかることを目的とする。

- (1) 学校またはその付近に非常災害が生じた場合、本校職員は、本規定に基づき沈着冷静に臨機応変の処置をとること。非常時職員不在の時は直ちに登校すること。
- (2) 職員勤務時間外に、校内または学校付近に火災の生じた場合は学校施設管理人は、まず下記の処置をとること。
 - ① 消防署(119)警察署(110)学校長・教頭に急報する。
 - ② 学校長の指示により、市教育委員会・職員・PTA会長に急報する。
 - ③ 学校長または職員来校まで責任をもって盗難防止または防護に努める。
 - ④ 重要文書・帳簿の搬出及び保管。
○重要文書・帳簿 ○公印 ○図書その他備品
- (3) 職員勤務中(児童在校中)に、校内または学校付近で災害(火災・水害その他)が発生した場合は、直ちに非常合図をし、放送設備を通して各学級に通報する。
- (4) 避難方法は下記の通りとする。
 - ①学校長または職員は出火場所・風向・火力などを考え安全な場所を指定する。
 - ②職員(技術員)は直ちに、各非常口を開放する。
 - ③学級担任は学校長の避難指示に従って、児童を安全な場所に誘導し、集会の隊列に整列させ、点呼する。
 - ④脱出に際しては、状況により、次のような方法をとる。
 - ・地区別に集合させ、集団下校させる。
 - ・学級担任が引率して、安全な場所に避難させる。避難中の児童は、保護者の出迎えを待つて確実に引継ぎした後に帰宅させる。
 - ⑤避難場所は次の通りとする。



防火対策

(1) 平常時の対策

- ①火気、電気、ガス、薬品等の設置状態を把握すると共に、その取り扱いについて全員が熟知し細心の注意を払う。
- ②消火器、消火栓の点検と取り扱いに習熟する。
- ③火気取り締まり責任者を設け、不断の注意を払う。
- ④各場所に防火資材を常置し、不断の注意を払う。

(2) 各部屋の火気取締り責任者

・校長室	………教頭	・体育館	………由井
・職員室	………教頭	・休養室	………教頭
・男子更衣室	………浅井	・体育倉庫	………由井
・女子更衣室	………立野	・図工室	………北川
・技術員室	………村田	・音楽室	………立野
・教材室	………教頭	・理科室	………浅井
・保健室	………養護教諭	・支援教室	………支援担任
・放送室	………浅井	・コンピュータ室	………浅井
・印刷室	………松本	・少人数教室	………少人数担当者
・図書室	………古市	・各教室	………各担任
・家庭科室	………山村	・各会議室	………使用関係学年
・調理場	………山口	・やる気ング教室	………教頭

5. 防災マニュアル

(1) 自然的環境及び社会的環境について

本校は、枚方市東部のJR学研都市線藤阪駅の西側で、穂谷川近くの藤阪南町に建てられている。

近くに広域避難地である山田池公園、都市公園の王仁公園がある。

王仁公園は、災害時用ヘリポートがある公園である。

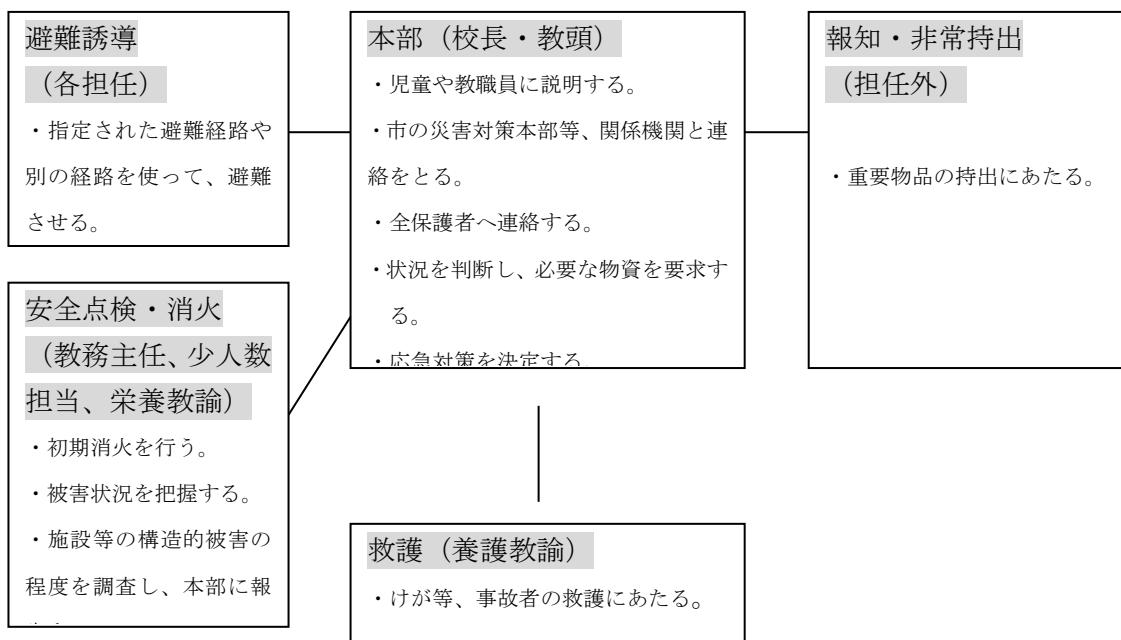
第一次避難所に指定されているが、穂谷川が決壊した場合の避難所にはなっておらず、藤阪南町1～3丁目の住民は、菅原東小学校に避難することになっている。本校も洪水の被害を受ける可能性もあり、その点に注意する必要がある。

枚方市防災マップ(ハザードマップ)によれば、穂谷川の洪水が発生した場合、藤阪小学校は、1階部分は浸水するようなので、緊急時は3階以上に避難する。

救急医療機関としては、津田西町の高井病院(整形外科)、藤阪中町の中村病院(内・外科)、藤阪東町の枚方公済病院(内科)が近くにある。

また、藤阪元町1丁目に消防団車庫が、津田北町に枚方東消防署がある。

(2) 初動体制



(3) 施設及び設備等の安全点検

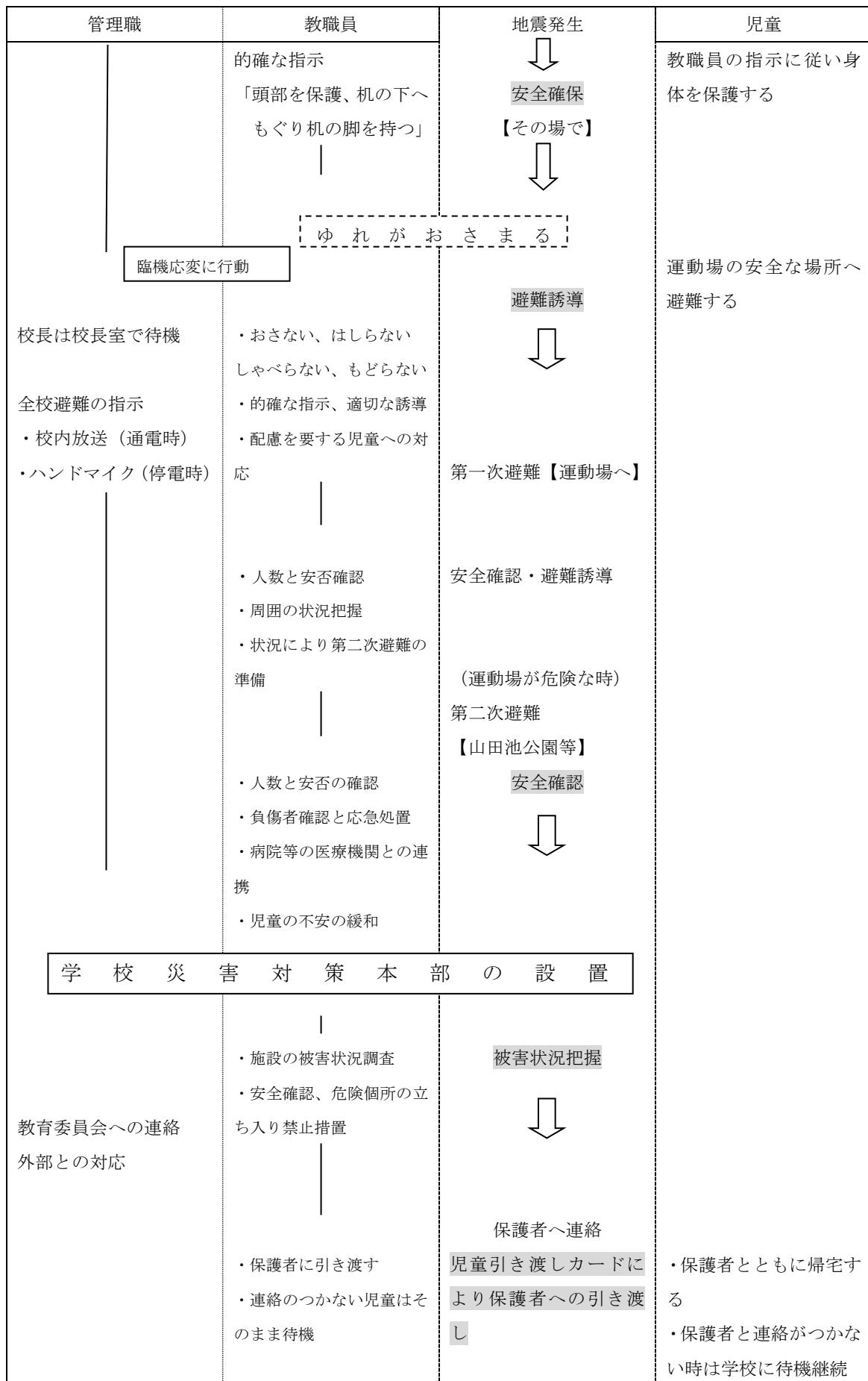
安全点検の種類	時間・方法等	対象
定期の安全点検	毎月 1回 教職員全員が組織的に実施	児童が使用する運動場、遊具、教室、特別教室、廊下、階段、トイレ、手洗い場 など
	年 2回 業者委託	消防設備
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震などの災害時	必要におうじて点検項目を設定
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童が最も多く活動を行うと思われる箇所

非構造部材の点検

天井、照明器具、窓ガラス、外壁、内壁、放送機器や空調室内機等の設備機器、テレビ、収納棚、ピアノなどについて、枚方市教育委員会と連携し、年1回点検を実施する。

(4) 地震発生時別の基本的対応

① 課業中



初期対応の原則

「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に避難する

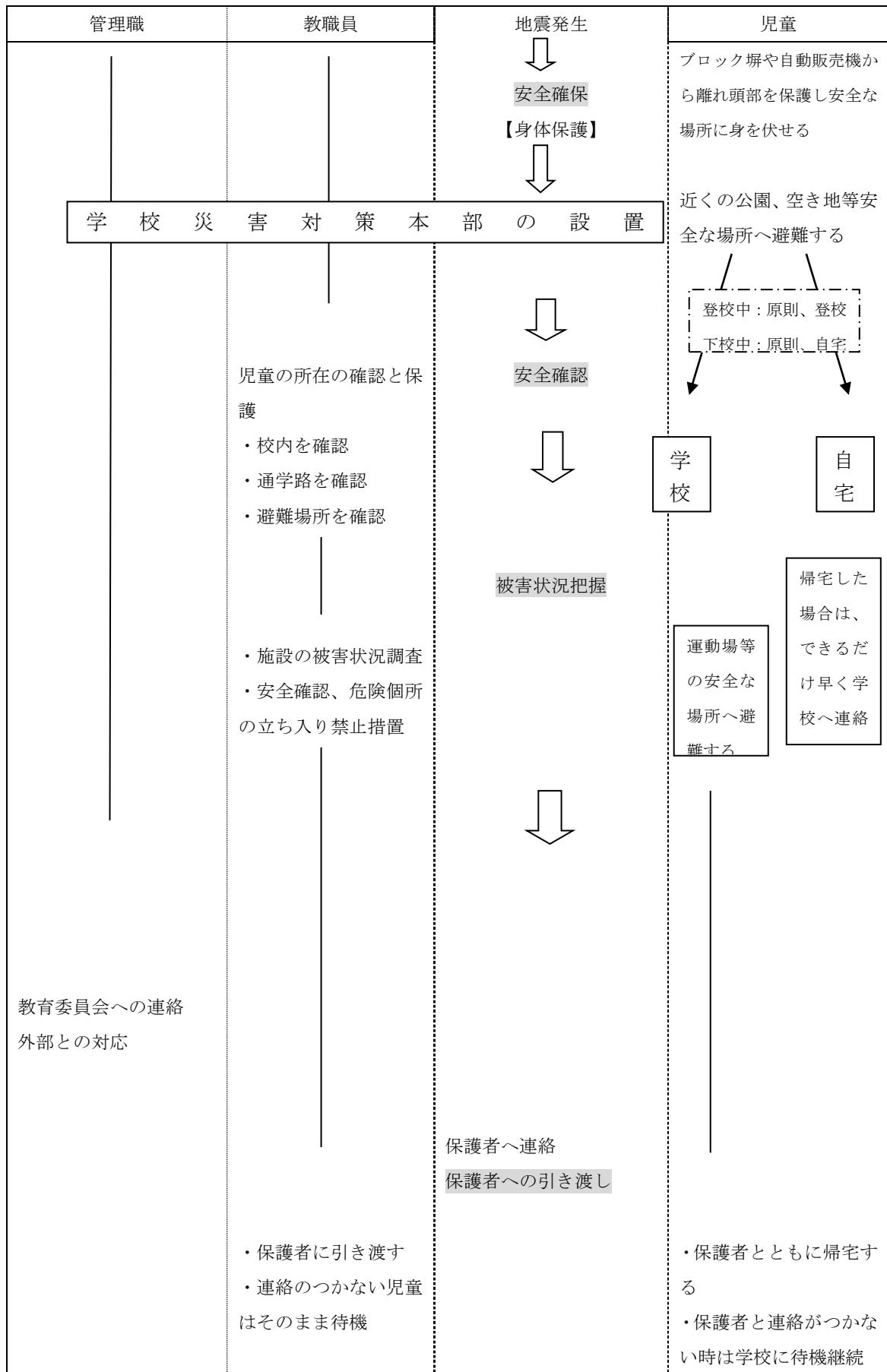
〈場所別の初期行動〉

場所	具体的な行動
教 室	・近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐり、机の脚をしっかりと持つ。
特別教室	・実験中であれば、危険物から離れる。 ※実験器具棚、調理用具棚、実験器具、アイロン、ディスプレイ等
体 育 館	・体育器具や窓ガラス等から離れ、中央部に集まる。頭部を保護し姿勢を低くする。 (建物の構造等により、柱や壁に寄り添うほうがいい場合もある。)
プ ル	・プールのふちに移動し、プールのふちをつかむ。
廊下や階段	・窓ガラス、蛍光灯の落下を避け中央部で姿勢を低くする。近くの教室の机の下にもぐる。
ト イ レ	・ドアを開き、頭部を保護して動かさないようにする。
運動場 中 庭	・校舎等からのガラスの飛散や外壁の倒壊、フェンスや体育器具等倒壊の危険性のある物から離れる。身体を低くする。

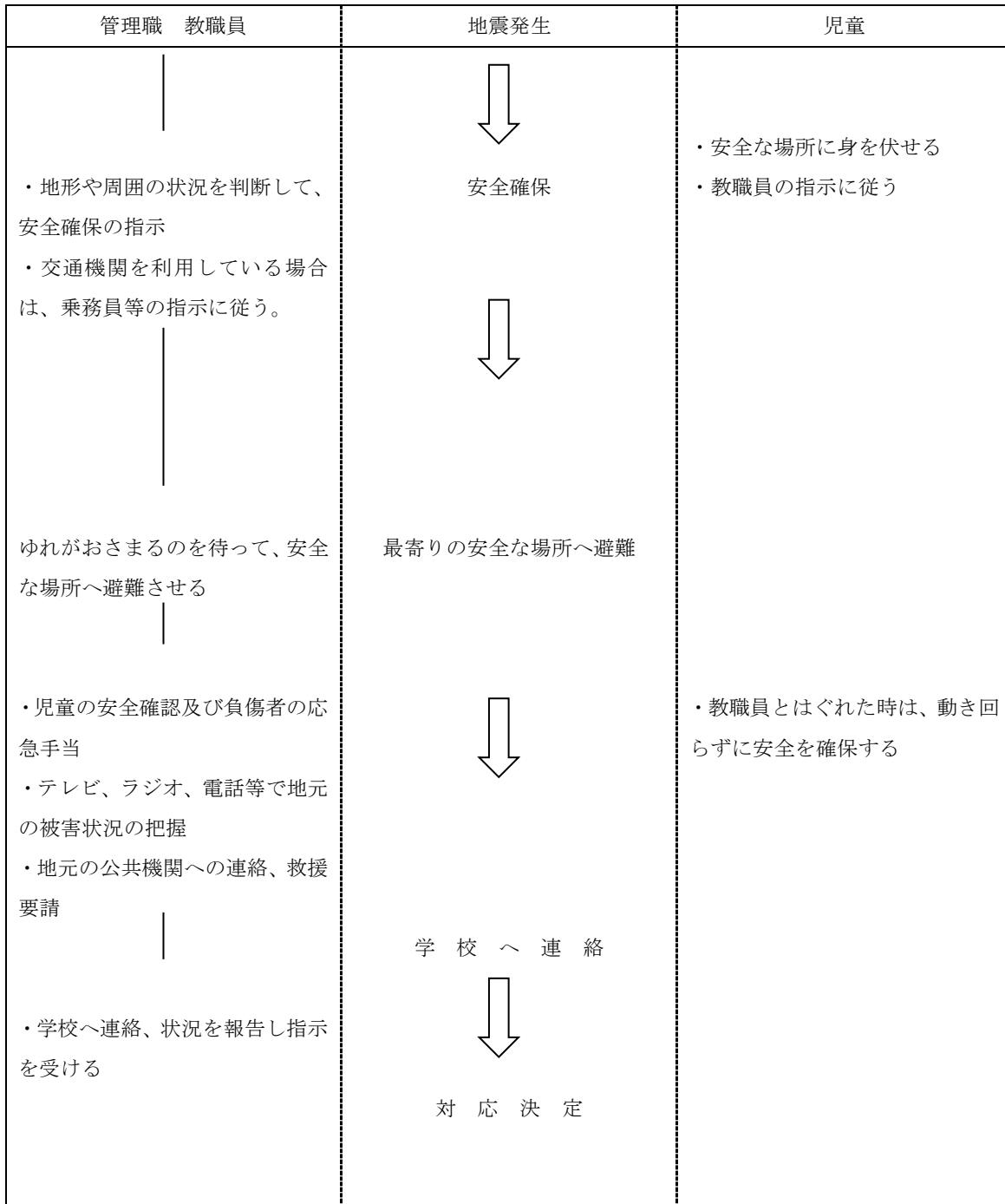
〈安全確保の基本〉

- ・冷静に的確な指示を与える。
- ・避難口の確保
- ・避難経路・避難場所の安全確認

② 登下校中



③ 学校外の諸活動中



留意点

事前に災害発生時の避難場所や、学校や保護者への連絡方法について十分に確認しておくことが必要。

(5) 風水害への対応

児童の登下校についての指導

1 午前7時現在

枚方市に

特別警報が発表されているときは、**臨時休校**となります。

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されているときは、登校させないで**自宅待機**となります。

2 午前9時現在

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、**第2校時(9:30)**より授業を行います。

(いつもの集合時刻より1時間15分あとに集合して集団登校。学校給食はありますので、下校は平常通り

です。) いずれかが発表中の場合は、引き続き**自宅待機**となります。

3 午前10時現在

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、**第3校時(10:35)**より授業を行います。

(いつもの集合時刻より2時間15分あとに集合して集団登校。学校給食はありませんので、午前中授業で

下校します。) いずれかが発表中の場合は、**臨時休校**となります。

4 登校後

枚方市に

特別警報が発表されたときは、原則として**学校待機**とし、状況によって教育委員会と連携して対応します。

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されたときも原則として学校待機となります。雨量・通学路の状況をふまえながら、児童の安全の確保が確認でき次第、ミルメール等で保護者へお知らせし、**引き渡し下校**とします。

なお、本校は校舎の立地条件を鑑み、登校後に暴風警報、暴風雪警報、洪水警報の発表が事前に予想される場合は、気象庁の発表に基づいて予測・計画的に集団下校を教師引率のもと行います。

5 留守家庭児童会室

午前11時現在、警報が解除されているときは、通常どおり午後1時15分より（※午前9時から午前10時の間に解除されたときは午後0時15分から開室します。）（詳細は、留守家庭児童会室にご確認ください）

(6) Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

① 児童への指示と避難行動

児童が屋外にいる場合 ⇒ すぐに近くの校舎への避難を指示し誘導する。

児童が屋内にいる場合 ⇒ 窓から離れ、机の下にもぐり頭部を保護する。

<近くにミサイルが落下した場合>

児童が屋外にいる場合 ⇒ 口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ校舎内又は風上へ避難を指示し誘導する。

児童が屋内にいる場合 ⇒ 換気扇を止め、窓を閉め、室内を密閉する。

*校外学習等で学校外にいる場合は、枚方市のガイドライン（別紙①）に基づいた避難行動を取るとともに、学校へ連絡する。

② 正確な情報収集

- ・Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。
- ・教育委員会または行政機関等からの指示があれば、それに従い落ち着いて行動する。

③ 登下校時の留意事項

- ミサイルが上空通過、枚方市を中心とした一定距離圏外（約 30 km）または大阪府域外に落下した場合
⇒ Jアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下が確認できた場合は、安全確認後、原則として児童の登下校を再開する。
- ミサイルが枚方市を中心とした一定距離圏内（約 30 km）または大阪府域内に落下した場合
⇒ Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全確認ができるまでは児童を学校で待機させる。
- ミサイルの落下物を発見した場合 ⇒ 決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

④ その他の対応

別紙①の「Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン」に基づいて対応する

(7) 光化学スモッグ発生時の対策

- ①光化学スモッグ情報に注意し、状況に応じ適切な措置をとる。
- ②異常者が出了場合は、適切な措置をとると共に、関係諸機関（環境公害課、枚方保健所、校医等）に連絡する。

【資料提供：環境公害課】

区分	周知事項
予 報	1. 注意報に備えてテレビ、ラジオ等の報道に注意すること。 2. 屋外での特に過激な運動を避けること。 3. 目、のど等に刺激を感じた人は、洗眼、うがい等をするとともに、枚方保健所又は環境公害課に連絡すること。
注意報	1. 屋外になるべくないこと。 2. 学校、幼稚園、保育所等においては、できるだけ屋外の運動を避け、屋内にはいること。 3. 目、のど等に刺激を感じた人は、洗眼、うがい等をするとともに、枚方保健所又は環境公害課に連絡すること。
警 報	1. 屋外になるべくないこと。 2. 学校、幼稚園、保育所等においては、屋外の運動をやめて屋内に入り、窓を閉鎖する等の措置を講ずること。 3. 目、のど等に刺激を感じた人は、洗眼、うがい等をするとともに、枚方保健所又は環境公害課に連絡すること。
重大緊急警報	1. 屋外には出ないこと。 2. 学校、幼稚園、保育所等においては、警報と同じ措置を講じていることの再確認を行うこと。 3. 目、のど等に刺激を感じた人は、洗眼、うがい等をするとともに、枚方保健所又は環境公害課に連絡すること。

(8) 緊急時対策

- ①教職員は、携帯用防犯ブザーや警笛を携帯し緊急時に使用する。
- ②「不審者侵入、侵入時の危機管理マニュアル」に従い、臨機応変に対処する。

(9) 避難訓練実施計画

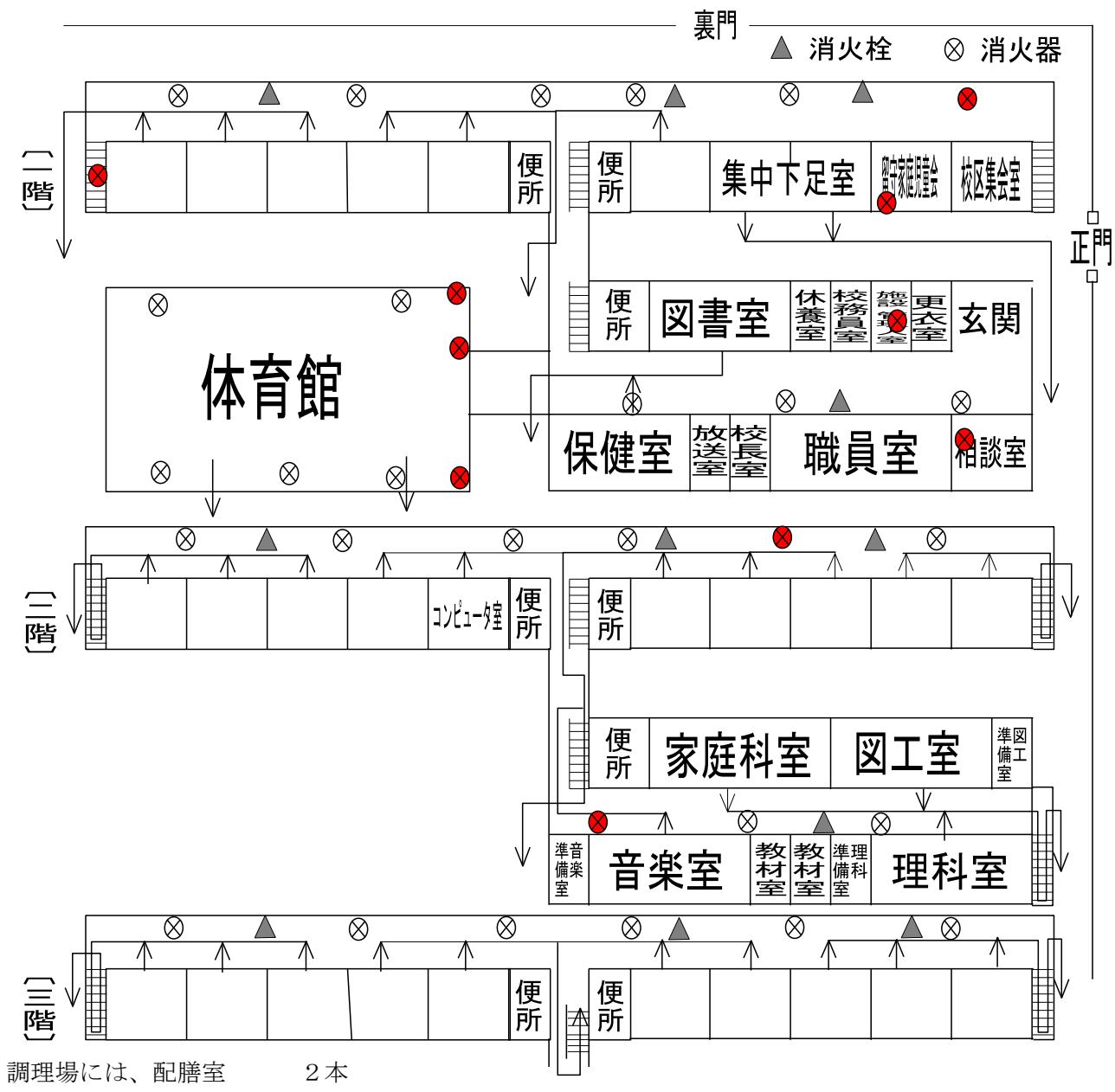
・6月(防犯) 7月(地震・引き渡し訓練) 8月(風水害) 9月(地震) 1月(火災)

☆ストーブ使用中は、常にストーブの安全を点検する。

避難方法、避難場所等は防火訓練に準ずる。その際下記のこと留意する。

- ① 口を閉じて静かに落ち着いて、行動させる。
- ② 足もと、特に階段に注意させる。
- ③ 校舎内は走らず、押したり追い越したりしない。

避難実施路図



Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン

※本ガイドラインは大阪府教育庁が作成のガイドラインをもとに、次の2点について変更しています。

①市立学校園を対象としています。

②枚方市の位置関係を考慮し、対象範囲として「枚方市を中心とした一定距離圏内（約30km）」を含ませています。

I あらかじめ教職員間で確認・情報共有する事項

1 幼児児童生徒等の避難方法や安全確保の方策

下記「II Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応」を参考に適切な指示ができるようにしておく。

2 幼児児童生徒等の安否確認方法

自然災害時の対応等を準用するなどして検討しておく。

II Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

※ 幼児児童生徒等には、必要以上に不安にさせることがないよう、十分、配慮しながら、下記の事項について周知を図るなど、実態に応じた安全指導を行うこと。

1 速やかな避難行動と情報収集

○落ち着いて、直ちに次の行動をとる。

屋外にいる場合 ⇒ できる限り近くの建物(できれば頑丈な建物)や地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難する。

建物がない場合 ⇒ 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合 ⇒ 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

<近くにミサイルが落下した場合>

○屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。

○屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、隙間をテープで埋める等、室内を密閉する。

○正確かつ迅速な情報収集

Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。

行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。

2 登下校時の留意事項

○ミサイルが上空通過、枚方市を中心とした一定距離圏外（約30km）または大阪府域外に落下した場合

⇒ Jアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下したことの確認が取れた場合は、原則として登下校を再開する。

○ミサイルが枚方市を中心とした一定距離圏内（約30km）または大阪府域内に落下した場合

⇒ Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全を確保できるよう落ち着いて行動する。

○ミサイルの落下物を発見した場合

⇒ 決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

III Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の枚方市立学校園の対応

1 Jアラートが発信されたとき

ミサイルが発射され、日本の領土・領海の上空を通過、又は領土・領海に落下する可能性がある場合

在 校 ・ 在 園 時	校園舎内等への避難や建物内では窓から離れるなど、適切な指示のもと、幼児児童生徒等の安全確保に努める
登 校 ・ 登 園 前	自宅待機
登 下 校 時	学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等を校園舎内等へ避難誘導し、安全確保に努める
校 外 ・ 園 外 活 動 時	引率教員等は、幼児児童生徒等を近くの建物や地下などへ速やかに避難誘導

2 状況別の臨時休業の取扱い等

状況パターン	A	B	C	D
	領土・領海外に落下	日本の上空を通過	領土・領海に落下(Dを除く)	枚方市を中心とした一定距離圏内(約30km)または大阪府域に落下
臨時休業の取り扱い	原則として臨時休業は行わない		臨時休業	
在 校 ・ 在 園 時	教育活動を再開		①原則として幼児児童生徒等を学校園で保護 ②引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する	
登 下 校 時	(登校時) 登校後、教育活動再開 (下校時) 安全確認後、下校させる ○始業の繰り下げ等の対応をとった場合は、児童生徒支援室まで報告すること		○学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等については、在校・在園時に準じた対応を行う	
校 外 ・ 園 外 活 動 時	安全確認後、校外・園外活動を再開		①幼児児童生徒等を安全な場所で保護 ②引率教員等は、自校に現状報告を行うとともに、引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する	

6. プール事故緊急時のマニュアル

事故発生

児童の生命を最優先した最善の対処する。

- ・児童の救助と応急処置
(心肺蘇生・AED等)
- ・他の教職員への応援要請
- ・他の児童への指示
- ・職員室への連絡
- ・119番通報



校長・教頭

- ・事実確認
 - ・内容把握
 - ・経過の記録
 - ・職員への行動指示
 - 児童への指示
 - 保護者への連絡
- ※管理職不在の場合
- ・臨機応変に主査、教務主任、学年主任等が他の職員へ指示する。

119番通報

- ・救急です。
- ・枚方市立藤阪小学校の○○です。
- ・◆◆が発生しました。
- ・症状は■■です。
- ・住所は、枚方市藤阪南町1-40-1です。
- ・電話番号は、050-7102-9156です。

教育委員会児童生徒支援室電話番号

050-7105-8048
内線15-8048(0発信不要)

※AEDは毎時プールに常備する。

緊急時の初動マニュアル

・水泳事故

外傷・窒息・心臓麻痺等

- ・児童を水から上げ応急処置
- ・心肺蘇生
- ・AEDを確保
- ・他の児童の安全確保
- ・職員室への連絡

排(環)水口の異常・吸い込み事故

- ・浄化装置の停止
- ・当該児童を水から上げ
- 応急処置、外傷の確認
- 心肺蘇生AEDの確保
- ・他の児童の安全確保
(二次災害防止)
- ・職員室への連絡

職員室

- ・119番通報
- ・現場への応援

救急車到着までの応急処置

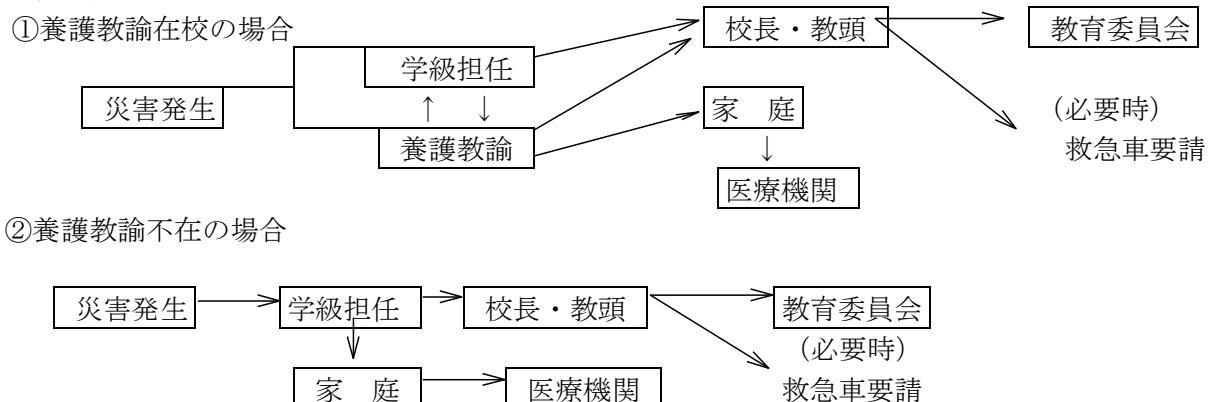
- ・心肺蘇生の継続
- ・外傷等の応急手当
- ・保温

二次災害の防止

- ・他の児童の安全確保
- ・全員速やかにプールから待避後、プールを閉鎖

7. 災害発生時の校内措置について

1. 連絡方法



※養護教諭不在の場合は、後で養護教諭に報告。

判断の順番：①校長 ②教頭 ③教務主任 ④副主査 ⑤学年主任 ⑥現場職員
※数字の若い者が不在の時は、その次の者が判断、指示する。

2. 緊急時の職員の役割

校長・教頭	必要時：救急車・教育委員会へ報告。
担任外	養護教諭不在の時、医療機関へは、職員または管理職が連れて行く。
学級担任	家庭へ災害発生状況の連絡
養護教諭	応急処置。管理職、担任への連絡。医療機関への付き添い。 診察結果の管理職への報告、担任、家庭への連絡。

事故発生時の措置

1. 応急処置を行う。
2. 校長（教頭）に報告。
3. 病院・家庭・関係機関に連絡。

枚方市教育委員会	児童生徒支援室	0 5 0 - 7 1 0 5 - 8 0 4 8
交野警察署		0 7 2 - 8 9 1 - 1 2 3 4
枚方消防署		0 7 2 - 8 5 2 - 9 9 0 0
枚方東消防署（藤阪小管轄）		0 7 2 - 8 5 2 - 9 9 9 9
枚方保健所		0 7 2 - 8 4 5 - 3 1 5 1
市立ひらかた病院		0 7 2 - 8 4 7 - 2 8 2 1
整形外科	高井病院	中村病院
内科	にしだ小児クリニック	すこやか小児科
眼科	ルーク山田眼科	
耳鼻咽喉科	やまもと耳鼻咽喉科	
歯科	木村矯正歯科	せがわ歯科医院

4. 搬送方法 救急車（119）

タクシー	トンボ交通	0 7 2 - 8 4 4 - 0 8 1 8
	日本タクシー	0 7 2 - 8 2 7 - 5 1 5 1
	第一交通	0 7 2 - 8 4 4 - 7 7 7 7

令和6年度 地震発生時における学校の対応について

- 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となりますので、市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意してください。
- 家庭内での身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所(公園・近くの学校の校庭等)の確認をお願いします。
- 保護者への引渡し下校の際は、学校からの連絡に基づいて、ご対応をお願いします。

状況 バターン	震度5弱以上の地震が発生
登校前	<p style="text-align: center;">臨時休業</p> <p>※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。</p>
登校中	<p style="text-align: center;">児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難 ↓ 揺れがおさまった後、原則として登校</p>
在校時	<p style="text-align: center;">地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、 余震に備えて校庭へ避難 ⇒ 以後、臨時休業 ↓ 児童・生徒の確認・保護 ↓ 安否情報及び、下校について保護者へ連絡 ↓ 【児童】保護者への引渡し 【生徒】保護者への引渡し・地域毎に集団下校(教職員引率)</p>
下校中	<p style="text-align: center;">児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難 ↓ 揺れがおさまった後、原則として自宅へ</p>

※留守家庭児童会室の対応について

- 登校前から在校時までの間に震度5弱以上の地震が発生した場合、留守家庭児童会室は臨時休室とします。
- 留守家庭児童会室在室時に発生した場合は、学校対応の「在校時」に準じた対応とします。
- 三季休業中など(学校休業日に留守家庭児童会室を開室する日)に発生した場合も、上表に準じた対応とします。

※児童は小学生、生徒は中学生を意味しています。